

第 22 回農業資材審議会農薬分科会 議事概要

1 開催日時及び場所

日時： 令和 2 年 8 月 7 日（金） 14:00 ～ 15:25

場所： 航空会館 7 階 702, 703 会議室

2 出席委員（敬称略）

赤松美紀、浦郷由季、代田真理子、平沢裕子、美谷島克宏、與語靖洋、宇野彰一、小浦道子、坂 真智子、関田清司、三浦秀樹、山本幸洋

3 会議の概要

（1）農薬取締法第 3 条第 1 項の農薬の新規登録に係る意見の聴取について（諮問）

農林水産大臣より諮問を受けた、有効成分としてベンズピリモキサンを有効成分として含む農薬の新規登録に関し、「農薬取締法第 3 条第 1 項の農薬の新規登録に係る意見の聴取に関する資料」（資料 4）に基づき審議を行った結果、案のとおり了承された。

委員からの主な質問・事務局からの回答は以下のとおり。

（質問）資料中の作用機作に関する項目については、RAC コードを併記する方がわかりやすい。除草剤の RAC コードは近いうちに変更される予定であるため、併記に当たっては新しいコードを併記するのがよいかと考える。また、新規剤であるベンズピリモキサンの RAC 分類については、いつ頃決まるのか。

（回答）RAC コードについては、新旧いずれのコードについても、今後、資料中に記載することとする。また、ベンズピリモキサンの RAC コードがいつ決まるかについては現時点で定かでない。

（質問）農薬原体の分析法について原体部会から報告があったが、原体の品質保証の観点から例えば分析は GLP での実施が求められるなどといった制約のようなものはあるのか。

（回答）制約は特段ない。報告があった分析法については妥当性が確認されており、日々の原体の品質管理についても、当該分析法に基づき実施されれば問題ない。

（質問）本剤は申請が 2019 年になされ、今回の農業資材審議会に諮られているところであるが、通常の農薬登録と比べ早いペースで評価が進められている。どのような理由からか。

（回答）本剤については、既存の剤とは異なる新しい作用機作を有する農薬であり、防除上重要な農薬と判断されたため、優先審査の対象となっている。

（質問）他の農薬についても新規の作用機作を有すると判断されれば、優先審査の対象として早期に評価が進むということか。

（回答）これまででない作用機作として分類されるようなものであれば、今後も優先審査の対象として評価を進めていくことになる。

(2) 農薬取締法第7条第7項の農薬の変更の登録のうち、同法第3条第2項第11号に掲げる事項の変更（原体規格の設定）に係る意見の聴取について（諮問）

農林水産大臣より諮問を受けた、有効成分としてクロチアニジン、フェンキノトリオン、グルホシネートPを有効成分として含む農薬の変更の登録に関し、「農薬取締法第7条第7項の農薬の変更の登録のうち、同法第3条第2項第11号に掲げる事項の変更（原体規格の設定）に係る意見の聴取に関する資料」（資料5）に基づき審議を行った結果、案のとおり了承された。

委員からの主な質問・事務局からの回答は以下のとおり。

(質問) 資料2ページに記載されている食品中の残留農薬基準を基に作物群に基づく使用方法が設定されるのか。それとも、作物群導入前の登録の場合はそのままの使用方法が維持されるのか。

(回答) 今回の申請に関しては、農薬原体中の有効成分以外の成分の種類と含有濃度を変更する申請であるため、使用方法の変更はない。

(質問) 作物群として農薬を登録する際には、委員会などに諮られることとなるのか。

(回答) 作物群での農薬の登録の申請が来た際には、基準値の見直しが必要となるため、厚生労働省において提出されたデータに基づき基準値が設定できるかどうか、評価上問題ないかを確認することとなる。

(質問) 作物群を設定する際には、申請者は厚労省に対して申請することになるのか。

(回答) 作物群での農薬登録申請自体は農水省に対して申請する。その際に、厚生労働省から食品群での基準の設定に必要なデータが示されているので、当該データ要求に則った形の申請であるかどうかを農水省で確認し、その上で厚生労働省に対して基準設定の依頼をしている。

(質問) クロチアニジンを有効成分として含む農薬の変更の登録の答申（案）に記載されている農薬一覧はクロチアニジンを含む既登録剤の全てが含まれているという理解で問題ないか。

(回答) 既に登録されており、この分科会に諮る段階で変更の登録申請を受けているものが掲載されている。当該原体を使用するものは全て申請を受けているので、ご指摘の理解で問題ない。

(質問) グルホシネート、グルホシネートP、グルホシネートPナトリウム、グルホシネートアンモニウムの違いは。

(回答) グルホシネートについてはS体とR体の2種類の立体異性体が1対1で混ざったもの（ラセミ体）であり、グルホシネートPは活性体のS体だけのもの。グルホシネートPナトリウム、グルホシネートアンモニウムはグルホシネートとグルホシネートPの違いのほか、塩についても異なる。

(3) その他（報告）

環境省より、令和2年6月15日に開催された中央環境審議会土壌農薬部会（第38回）で審議された、農薬の野生ハナバチ類への影響評価法に関し、「農薬の野生ハナバチ類への影響評価法に関する資料」（資料6）に基づき報告があった。委員からの

意見と事務局からの回答は以下のとおり。

- (意見) 野生ハナバチ類の評価について、セイヨウミツバチを供試生物とした試験成績に基づいて推計で行うということで、農水省の蜜蜂に対する影響評価と大きく変わらないとのことであるが、今後、早い段階で農水省と違う方向に進む可能性というのはあるのか。
- (回答) 野生ハナバチ類の評価については、今後、環境中での暴露実態などの科学的知見の集積を進めながら検討していくこととしている。そのため、現時点でただちに農水省の蜜蜂に対する評価と異なる方向に進むことは想定していない。
- (意見) 野生のハチ類の中でも、評価対象をハナバチに絞り込んだ経緯はあるか。
- (回答) ハナバチ類は植物の受粉に重要な役割を果たす花粉媒介昆虫であること、また、欧米でも農水省でも、農薬が蜜蜂に対して影響があるのではということで評価対象となっているといった背景もあり、まずは、野生ハナバチについて評価対象とすることとなった。
- (意見) 野生ハナバチ類の評価が、今後始まるとのことであるが、野生ハナバチ類についても、水産動植物などと同様に基準値が設定されていくということか。
- (回答) 野生ハナバチ類の評価が開始されれば、水産動植物と同様に基準値を設定することとなる。
- (意見) ハチへの影響についてはネオニコチノイド系農薬による被害があるのではといった指摘がされているところ。これらの農薬に関しても、今後、野生ハナバチ類の評価が実施されるのか。
- (回答) ネオニコチノイド系農薬についても、令和3年度から始まる農薬の再評価のなかで、評価していくこととしている。

(以上)